

## 国民健康保険グループからのお知らせ

問い合わせ 国民健康保険グループ (☎️1771)

### ◆国民健康保険加入者への『高齢受給者証』を郵送します

70歳から74歳までの国民健康保険加入者に交付している『高齢受給者証』の有効期限は、毎年7月31日までです。8月1日(月)からは、7月下旬に郵送を予定している新しい『高齢受給者証』をご使用ください。

#### ・医療費の自己負担について

平成26年度より、70歳から74歳までの方の医療費の自己負担割合が変更されました。

現役並み所得者は3割、それ以外の方で誕生日が昭和19年4月1日までの方は1割、誕生日が昭和19年4月2日以降の方は2割に据え置かれています。

#### ※『現役並み所得者』とは

現役並み所得者とは、同じ世帯の70歳から74歳までの国民健康保険加入者で、市・道民税の課税所得（総所得金額から所得控除額を引いたもの）が145万円以上の方のことです。

所得区分	平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方 (誕生日が昭和19年4月1日までの方)	平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えたまたは迎える方 (誕生日が昭和19年4月2日以降の方)
現役並み所得者	3割	
上記以外の方	1割	2割

### ◆限度額適用認定証の有効期限は、毎年7月31日まで

入院や高額の外來診療の際、『限度額適用認定証（標準負担額減額認定証）』を医療機関へ提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、医療費の負担を抑えることができます。

8月1日以降に継続して入院する方や入院予定のある方、高額な外來診療の予定がある方は、7月1日(金)から事前申請を受け付けますので、国民健康保険グループまたは各支所で手続きをしてください。

なお、限度額適用認定証は手続きを行った月の1日から有効です。

※医療機関を受診した翌月以降に認定証の交付手続きを行った場合は、認定証の交付日より前の医療費について自己負担限度額が適用されません。

自己負担限度額を超える医療費の払い戻しを受けるには、高額療養費支給申請書を国民健康保険グループに提出していただく必要があります。

#### ▶対象

- ・70歳未満で国民健康保険に加入している方
- ・70歳から74歳までで国民健康保険に加入している住民税非課税世帯の方

※国民健康保険税の納付状況などにより交付できない場合があります。

▶持ち物 保険証、印鑑（朱肉を使うもの）、マイナンバー（個人番号）のわかる書類、委任状（世帯が別の方が申請を行う場合のみ）



四季折々  
海鮮満載  
美味万来

浜小屋 らんぽう

**毛ガニ祭り**

7月中旬開催予定!  
ご期待ください!

有限会社 武澤水産 本社/登別市富浦町1丁目24の7 水曜日定休  
T83-3466 F83-3757

時代が変わっても、  
あたたかさはかわらない。

**第一滝本館**

ご予約・お問合せは  
☎️(0143)84-2111 <http://www.takimotokan.co.jp>  
登別市登別温泉町55番地 info@takimotokan.co.jp